

2月1日



二月一日から老人保健法が実施され、七十歳（ねたきり）以上の場合は六十五歳（ねたきり）以上の人はすべてこの新しい制度でお医者さんにかかることになりました。

この法律のねらいは、わが

国の平均寿命が急速に伸びて、世界でもトップクラスの長寿国となつたところから、みなさんに健康で快適な老後を過ごしていただこうと定められたものです。

したがつて、この老人保健法は老人の医療だけではなく、四十歳以上の方々を対象として、各種の健康教育、健診

査、健康相談、訪問指導など、壮年からの健康づくりのための事業を積極的に実施していくことになっています。

よしまだ、今までとかく、不公平とされてきた老人医療費の負担について、これからは国民みんなが公平に負担し合おうということになりました。

さらに今まで、お年寄りのみな

さんが、安心して医療を受けられるようにと老人の医療費を無料としてきましたが、無料であることの弊害もでてきたため、今後は老人のみなさんにも健康に対する自覚をもつていただき、適切な受診をお願いする趣旨から医療費の一部を負担していただくことになりました。

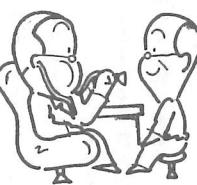
それでは、お年寄りのみなさんが、今後、お医者さんにかかる場合の手続きなどがどのように変わつたかと申しますと――

健康手帳の交付

従来の老人医療費受給者証にかわり、町から新たに「健康手帳（医療受給者証を含む）」が交付されます。

医療費の一部負担無料であつた医療費は、二月から一部負担金を支払うことになります。

老人保健法がスタート 医療費は一部有料に！



○入院の場合

一日三百円です。ただし同一病院・診療所で二ヶ月を超えて入院したときは、「一ヶ月（被用者保険本人の場合は五十日）を超える期間については無料」となります。

医療を受けるには

今までには「老人医療費受給者証」と「健康保険証」を病院や診療所などに提出していましたが、

二月からは「健康手帳」と「医療受給者証」、そして「健康保健証」の三つが必要となります。

※くわしいことは、役場福祉保健課（二一一一一）へお問い合わせください。

年金の相談に普及指導委員

国民年金制度の普及推進を目的に、次の方々が指導委員として活躍されていますので、国民年金についての疑問点や悩み事があれば遠慮なくご相談ください。

きは、早めに請求の手続きをしてください。
※くわしいことは役場住民課（二一一一）までお問い合わせください。

年金いろいろ

国民年金では、加入していた人が年をとつたり、病気・ケガのため日常生活動作が困難になつたとき、あるいは、ご主人と死別して

国民年金普及指導委員

（敬称略）

氏名	住所	電話	担当区域
萩原清二	上町	二一〇五一八	大総
島田繁	本間重寿	二一〇七三九	上町
加藤信慶	古川	二一〇七九五	本町・古川・両国新田・東町
澤田弘	栗山	二一五五七七	栗山
伊藤敬一	北清水	二一四六〇六	栗山
実川豊次			北清水・鳥喰
南川岸			
二一二六四三			
新島・屋形			

年金の種類	支給要件
老齢年金	保険料を25年以上（生年月日により24年から10年に短縮）納めた人が65歳になったとき（又は保険料支払免除を受けた人）
通算老齢年金	国民年金・厚生年金・共済組合等公的年金に加入了期間および配偶者期間を合わせて25年以上ある人が65歳になったとき
障害年金	一定期間以上保険料を納めている人が、病気やケガをして障害者になつたとき（2級以上の障害）
母子年金	一定期間以上保険料を納めている妻が夫と死別し、18歳未満の子と生活しているとき
準母子年金	一定期間以上保険料を納めている女の人が、夫や父、息子をなくし、18歳未満の孫や弟妹と生活しているとき
遺児年金	一定期間以上保険料を納めていた父や母が亡くなり、18歳未満の子供だけが残されたとき
寡婦年金	老齢年金を受けられる条件を満たしていた65歳未満の夫が死亡したとき、妻に60歳から65歳まで支給
死亡一時金	3年以上保険料を納めた人が年金を受けずに死亡したときなお、母子年金を受けるときには、支給されません